

別記様式第41号 (第77条関係)

<p>その1</p> <h2 style="text-align: center;">営業の方法</h2> <p style="text-align: center;">(特定遊興飲食店営業)</p>	
<p>営業所の名称</p> <p>営業所の所在地</p>	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">午前5時から午前6時は禁止</p>
<p>営業時間</p>	<p>午前 時 分から 午前 時 分まで</p> <p>午後 午後</p>
<p>18歳未満の者を従業者として使用すること</p>	<p>①する ②しない</p> <p>①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） 午後5時から午後10時までの間、17歳の男性を厨房において、皿洗いに従事させる。</p>
<p>18歳未満の者を客として立ち入らせること</p>	<p>① する ②しない</p> <p>① 場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法</p>
<p>18歳未満の者の立入禁止の表示方法</p>	<p>営業所出入口ドアに縦〇〇cm、幅〇〇cmの白色プラスチックに黒色文字で「〇〇立入禁止」と記載したものを表示する。</p>
<p>飲食物の提供</p>	<p>提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法 乾きもの、菓子、フルーツ、オードブル。 客の注文に応じてテーブル若しくはカウンターに運び、提供する。</p>
	<p>提供する酒類の種類及び提供の方法 ビール、焼酎、ウイスキー等を客の注文に応じてテーブル又はカウンターに運び、提供する。</p>
	<p>20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 年齢不詳者は運転免許証等で年齢の確認をし、客室内壁やメニュー表等に20歳未満の者への酒類の提供はしない旨の掲示をする。</p>
<p>遊興の内容</p>	<p>ショーを観覧、ダンスをさせる。</p>
<p>当該営業所において他の営業を兼業すること</p>	<p>①する ②しない</p> <p>①の場合：当該兼業する営業の内容</p>

備考

- 1 「提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。